

傷病手当金の見直しについて

平成24年11月16日
厚生労働省保険局

傷病手当金の見直しの考え方について

- 傷病手当金については、平成21～23年の当部会において議論がされており、平成23年12月の「議論の整理」では、
「傷病手当金について、不正請求防止の観点等から、①支給上限額の設定や、②標準報酬の平均額に基づき支給額を決定すべきとの意見があったが、これらについては、保険料負担に応じた給付という傷病手当金の基本的な考え方や実務のコストの面から問題との意見があった」との記載がされている。
- これまでの議論を踏まえ、ILO条約にも留意しつつ、個々の保険者の判断により、一定の場合には、支給上限額の設定を行うことができることとしてはどうか。

参考：社会保障審議会医療保険部会「議論の整理」（平成23年12月6日）

6. 給付の重点化・制度運営の効率化 (現金給付（傷病手当金）の見直し)

- 傷病手当金について、不正請求防止の観点等から、①支給上限額の設定や、②標準報酬の平均額に基づき支給額を決定すべきとの意見があったが、これらについては、保険料負担に応じた給付という傷病手当金の基本的な考え方や実務のコストの面から問題との意見があった。

参考：ILO第102号条約における傷病手当金に関する規定について

- 傷病手当金の支給額は、標準受給者（妻及び子2人を有する男子）においては従前の勤労所得の45%以上でなければならない。
- 傷病手当金の支給については最高限度額を国内法令で定めることができる。但し、この最高限度額は、従前の勤労所得が男子熟練労働者（全ての保護対象労働者の平均勤労所得の125%の勤労所得を有する者）以下の者については、従前の勤労所得の45%以上が確保されるように定めなければならない。

<支給上限額を設定する案>

高額な収入のある被保険者の傷病手当金の額の水準が高すぎると考える保険者においては、上位所得者（標準報酬月額53万円以上、高額療養費制度における上位所得者）に該当する場合は、①33.3万円、若しくは②その標準報酬月額の45%のどちらか高い金額を下限（下記表に掲げる「下限額（月額）」）として、給付額または割合を保険者にて設定できることとする。

なお、一般所得者以下については、現状の2/3の給付割合を維持する。

等級	標準報酬月額	報酬月額	傷病手当金（月額）	下限額（月額）	
第47級	121万円	117.5万円以上	80.6万円	54.5万円	「下限額（月額）」を下回らない範囲で、保険者で給付水準（額または割合）を設定可能。
第46級	115万円	111.5万円以上、117.5万円未満	76.6万円	51.8万円	
第45級	109万円	105.5万円以上、111.5万円未満	72.6万円	49.0万円	
第44級	103万円	100.5万円以上、105.5万円未満	68.6万円	46.3万円	
第43級	98万円	95.5万円以上、100.5万円未満	65.3万円	44.1万円	
第42級	93万円	90.5万円以上、95.5万円未満	61.9万円	41.9万円	
第41級	88万円	85.5万円以上、90.5万円未満	58.6万円	39.6万円	
第40級	83万円	81.0万円以上、85.5万円未満	55.3万円	37.4万円	
第39級	79万円	77.0万円以上、81.0万円未満	52.6万円	35.5万円	
第38級	75万円	73.0万円以上、77.0万円未満	50.0万円	33.8万円	
第37級	71万円	69.5万円以上、73.0万円未満	47.3万円	33.3万円	
第36級	68万円	66.5万円以上、69.5万円未満	45.3万円	33.3万円	
第35級	65万円	63.5万円以上、66.5万円未満	43.3万円	33.3万円	
第34級	62万円	60.5万円以上、63.5万円未満	41.3万円	33.3万円	
第33級	59万円	57.5万円以上、60.5万円未満	39.3万円	33.3万円	
第32級	56万円	54.5万円以上、57.5万円未満	37.3万円	33.3万円	
第31級	53万円	51.5万円以上、54.5万円未満	35.3万円	33.3万円	標準報酬月額50万円以下は現行と同じ。
第30級	50万円	48.5万円以上、51.5万円未満	33.3万円	-	
第29級	47万円	45.5万円以上、48.5万円未満	31.3万円	-	
第28級	44万円	42.5万円以上、45.5万円未満	29.3万円	-	
第27級					

參考資料

傷病手当金について

- 被保険者（任意継続被保険者を除く。）が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、支給される。

給付要件	支給額	支給される期間
以下のすべての要件を満たした場合 1、療養中であること 2、仕事につけないこと(労務不能) 3、4日以上仕事を休むこと 4、給与の支払いがないこと	1日につき、標準報酬日額(標準報酬月額 の30分の1に相当する額)の3分の 2に相当する金額	同一の疾病又は負傷及びこれにより 発した疾病に関して、その支給を始め た日から起算して1年6月を超えない 期間

- (注) ①～③の支給日額が、傷病手当金の日額より多いときは、傷病手当金の支給はなく、傷病手当金の日額より少ないときは、その差額を支給される。
- ①事業主から報酬の支給を受けた場合
 - ②同一の傷病により障害厚生年金、障害手当金を受けている場合
 - ③退職後、老齢厚生年金や老齢基礎年金又は退職共済年金等を受けている場合

(参照条文)

○ 健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

(傷病手当金)

第99条 被保険者(任意継続被保険者を除く。第百二条において同じ。)が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金として、一日につき、標準報酬日額(標準報酬月額 $\div$ 30)の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。)をいう。第百二条において同じ。)の三分の二に相当する金額(その金額に、五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げるものとする。)を支給する。

2 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して一年六月を超えないものとする。

傷病手当金の支給実績について（平成22年度）

	支給件数	支給額	1件あたり金額
計	1, 521, 915件	2, 928億円	19. 2万円
協会けんぽ	926, 670件	1, 662億円	17. 9万円
健康保険組合	595, 245件	1, 266億円	21. 3万円

傷病手当金の支給額推移について

